

令和3年9月1日

各 位

自治医科大学看護師特定行為研修センター
センター長 大槻 マミ太郎

令和3年度 第2回看護師特定行為研修指導者講習会開催のご案内

平素は当センターの活動につきまして、ご協力とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度当センターは「令和3年度第2回看護師特定行為研修指導者講会」を別紙開催要項のとおり実施いたします。

平成26年6月に成立した医療介護総合確保推進法により、保健師助産師看護師法の一部が改正され、平成27年10月から特定行為に係る看護師の研修制度が施行されました。

この新たな研修制度の目的は、看護師が手順書により行う特定行為を標準化し、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していくことです。特定行為研修を行う指定研修機関は適切な指導体制を確保していることが求められ、その指導者は指導を行うために必要な経験及び能力を有している者で、特定行為研修に必要な指導方法等に関する講習会を受講していることが望ましいとされております。

本講習会は、指導者として係る予定(可能性のある者を含む)の医師・歯科医師・薬剤師・看護師等の医療関係者、また、研修生の活動に係る施設管理者、看護管理者の方々を対象とします。当該研修制度の趣旨及び内容について、指定研修機関や指定研修機関と連携して実習を行う協力施設における指導者の理解を促進し、効果的に指導を行うことにより特定行為研修の質の担保を図りたいと考えます。

なお、今年度は通信教育による研修（1ヶ月程度）とオンラインもしくは集合での研修1回（集合の場合は自治医科大学で開催）を組み合わせての企画を、年間2回を予定しております。詳細は別紙の開催スケジュールをご参照ください。なお、集合研修は、通信研修の受講完了が条件となります。

自治医科大学の医療関係者はもとより、他の関係各位におかれましても、ご参加を検討いただきますよう宜しくお願い申し上げます。